

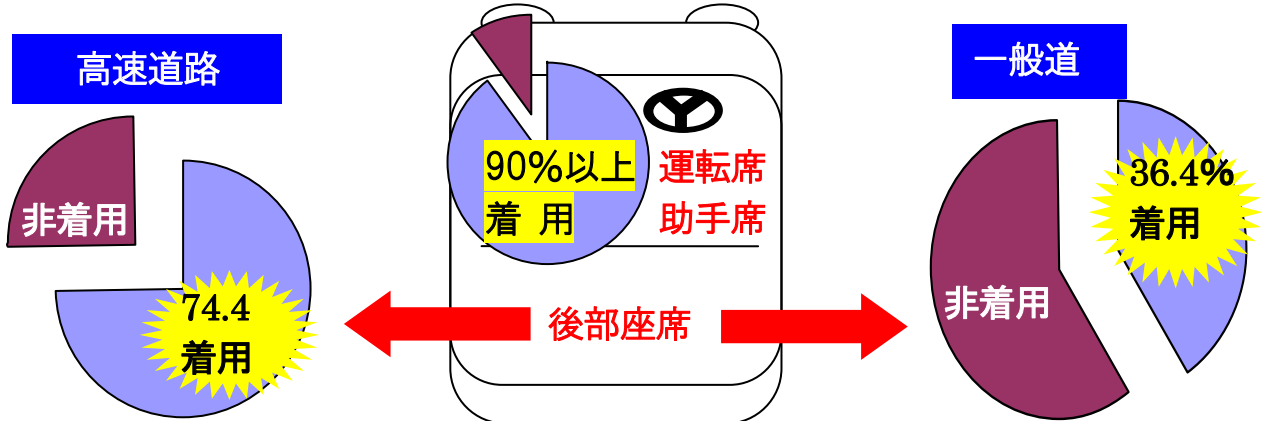
全席シートベルト着用を！

～運転ありがとう 後ろでも締めるね～



平成29年のシートベルトの着用状況は・・・

全国調査結果によると、シートベルト着用率は、**運転席及び助手席**の着用率はともに90%台を超えていますが、**後部座席同乗者**の着用率は**一般道36.4%、高速道路等74.4%**で、運転者、助手席同乗者に比べ低い状態でした。



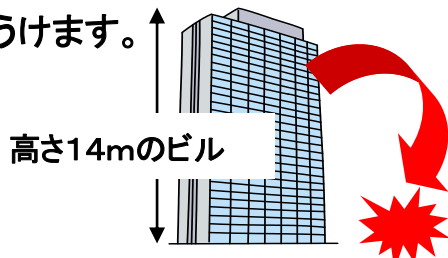
※警察庁とJAFが平成29年10月1日から10日の間、共同で実施したシートベルト着用状況全国調査結果



後部座席のシートベルト非着用の危険性は・・・

★ 車内で全身を強打する可能性大！

事故の衝撃で、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に激突した場合や高さ14mのビルから落ちると同じ衝撃をうけます。



★ 車外に放り出される可能性があります！



衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、他の車両にひかれることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。

★ 前席の人が被害を受ける可能性があります！



衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はエアバックと後席の人にはさまれ、胸部を圧迫して重傷を負う危険性があります。



県内 平成29年中 自動車乗車中の死者 21人

着用10人
約48%

非着用11人
約52%

うち助命可能者9人

助かる命があったのに...



交通死亡事故事例（シートベルト非着用等の被害者過失が認められた）

交通整理の行われていない交差点において、A車とB車とが衝突し、その衝撃でA車の助手席にシートベルト未装着の状態と同乗していた被害者が車外に放出されて死亡した事故では、シートベルト非着用等の被害者過失が認められ、15%の過失相殺が認められた。

（静岡地裁平成4・5・18公民集25巻3号615頁）

※「過失相殺」とは、損害賠償の請求が発生する場合に、その損害の発生又は増大について賠償の権利者（被害者等）にも過失があれば、裁判所は、賠償責任の有無及び損害額を定めるについてその過失を考慮することをいいます。

親しき仲にもベルトあり

警察官や銀行員を名乗り「カード（又は現金）を預かります」と言われたら詐欺です！

高齢者をねらう詐欺の手口！

★★手口★★

犯人は、警察官や銀行員の振りをして「逮捕された犯人が、あなたの通帳を持っていた」「預金を守るので、全額下ろしてください」「偽札かどうか調べます」「カードを更新します」などと電話でだまし、現金やキャッシュカードを自宅まで取りに来ます！



ご家族やお知り合いに高齢の方がおられたら、教えてあげてください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231（代表） Eメール x0022@police.pref.shiga.jp